

佐賀市大会等開催支援補助金交付要綱

この要綱は、観光客誘致策の一環として本市における大会・会議等（以下「大会等」という。）の開催を促進するため、大会等の開催に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条 この要綱において、「大会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 学会、総会、研究会、研修会等の各種会議、スポーツ大会、交流会
- (2) 前号に掲げるもののほか、一般社団法人佐賀市観光協会会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの。

（補助対象）

第2条 補助金交付の対象となる大会等（以下「補助対象事業」という。）の開催は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 佐賀市で開催されるものであること。
- (2) 佐賀市の地域経済並びに学術及び文化の振興に資するものであること。
- (3) 佐賀市内の宿泊施設への延べ宿泊数が50泊以上であること。
- (4) 佐賀市から当該補助金以外の補助金等や会場使用料の減免措置等を受けられるものでないこと。
- (5) 政治的活動又は宗教的活動の目的で開催するものでないこと。
- (6) 営利目的で開催するものでないこと。
- (7) 国又は地方公共団体（教育委員会を含む。）が主催し、又は共催するものでないこと。
- (8) 大会決算において余剰金が計上されないこと。

（補助金額）

第3条 主として学生を対象とする大会等（社会人を対象とするスポーツ大会を含む。）への補助金額は別表1のとおり、主として社会人を対象とする大会等（スポーツ大会を除く。）補助金額は別表2のとおりとする。

（交付申請）

第4条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大会開催の60日前までに次に掲げる書類を会長へ提出し、申請しなければならない。

- (1) 大会等支援申請書（第1号様式）
- (2) 大会開催要領など、大会の概要を示す書類

2 前項の申請は、会長が設置する専用のメールフォームを使用した電子メールの送信をもって代えることができる。

（申請上限）

第5条 同一申請者が申請を行う場合、その年度内での申請限度は2回までと

する。

(実績報告)

第6条 申請者は、補助対象事業終了後30日又は当該年度末のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(任意様式)
- (3) 宿泊証明書(第3号様式)
- (4) その他会長が必要と認める書類(大会プログラム等)

(交付決定)

第7条 前条の実績報告が提出されたときは事務局で審査のうえ、補助金等の交付の可否及び交付額を決定し、補助金等決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 補助金等を交付することが不相当と認めるときは、申請者に対して速やかにその旨を通知するものとする。

(取消し及び返還)

第8条 会長は、申請者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めるときは、補助金の交付額を減額し、又は補助金を交付しないことができる。また、補助金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めるときは、交付した補助金の一部又は全部の返還を請求することができるものとする。

(補助金の経理)

第9条 申請者は、補助対象事業に係る経理について、他の経理と明確に区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存しておかななければならない。

(会員への情報提供及び観光情報発信の協力)

第10条 申請者は、当該大会等の開催情報を観光協会会員へ提供することについて了承するものとし、観光パンフレットの配布及び大会等の参加者への調査等に協力するものとする。

第11条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、会長により別に定める。

附則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表 学生の大会等（社会人のスポーツ大会を含む。）

| 大会等の開催日の前日から終了日までの期間において、本市内の宿泊施設に宿泊した参加者の延べ宿泊数 | 補助金額 | 補助金の限度額 |
|---|---------------------|----------|
| 50泊から99泊まで | 大会等の開催に要する経費の2分の1の額 | 15,000円 |
| 100泊から199泊まで | 〃 | 30,000円 |
| 200泊から299泊まで | 〃 | 60,000円 |
| 300泊から399泊まで | 〃 | 90,000円 |
| 400泊から499泊まで | 〃 | 120,000円 |
| 500泊から599泊まで | 〃 | 150,000円 |
| 600泊から799泊まで | 〃 | 180,000円 |
| 800泊から999泊まで | 〃 | 210,000円 |
| 1000泊以上 | 〃 | 240,000円 |

別表2

| 大会等の開催日の前日から終了日までの期間において、本市内の宿泊施設に宿泊した参加者の延べ宿泊数 | 補助金額 | 補助金の限度額 |
|---|---------------------|----------|
| 50泊から99泊まで | 大会等の開催に要する経費の2分の1の額 | 25,000円 |
| 100泊から199泊まで | 〃 | 50,000円 |
| 200泊から299泊まで | 〃 | 100,000円 |
| 300泊から399泊まで | 〃 | 150,000円 |
| 400泊から499泊まで | 〃 | 200,000円 |
| 500泊から599泊まで | 〃 | 250,000円 |
| 600泊から799泊まで | 〃 | 300,000円 |
| 800泊から999泊まで | 〃 | 350,000円 |
| 1000泊以上 | 〃 | 400,000円 |